

基本

ターミナルの場合

暫定利用の場合

給付係に相談、一報をいれる

主治医意見の聴取

主治医意見の聴取

サービス担当者会議の開催
ケアプランへ位置づけ

主治医意見の聴取
サービス担当者会議の開催
ケアプランへ位置づけ

サービス担当者会議の開催
ケアプランへ位置づけ

理由書及び添付書類一式を
給付係へ提出

理由書及び添付書類一式を
給付係へ提出

レンタル開始

レンタル開始

判定について（承認する場合）

理由書提出（受付日）又は更新開始日を基準とし、理由書提出（受付日）又は更新開始日を適用開始とする。

判定について（承認する場合）

医学的所見及びサービス担当者会議等で末期がんのため特に必要である旨が判断され、残存期間が6ヶ月以内と判断されていることが書面等で確認できる場合は、貸与開始日に遡り、適用開始とする。

ただし・・・

緊急的に必要な状況が書面等で確認できる場合は、相談内容に応じ判断する。

判定について（承認する場合）

速やかに理由書及び添付書類一式を給付係へ提出し、書面等で必要である旨が確認できる場合は、貸与開始日に遡り、適用開始とする。

※緊急的に導入が必要な場合や暫定で利用する場合、ターミナルの方については、理由書等をレンタル開始後に提出することになりますが、理由書等を速やかに提出されなかったり、書面等で必要である旨が確認できない場合は、貸与開始日に遡って適用開始とすることはできません。その場合は、理由書提出日（受付日）が適用開始となり、必要である旨を再度確認していただくことになりますので、ご注意ください。

介護認定の結果・・・

軽度者（要支援1・2、要介護1）※自動排泄処理装置については、要介護2・要介護3も軽度者。で認定が確定した場合であって、認定調査項目【別紙1-1（表1）】に該当しない場合。

要介護2以上（自動排泄処理装置については要介護4・要介護5以上）で認定が確定した場合。

理由書提出不要

帰国医療
給付係へ提出

年 月 日

1. 被保険者及び居宅介護（予防）支援事業所

氏名		被保険者番号	
住所		生年月日	
要介護度	要支援1・要支援2・要介護1・要介護2・要介護3	認定有効期間	
介護支援専門員氏名		居宅介護（予防）支援事業所名	
連絡先			

2. 必要とする福祉用具（該当する貸与品目に○をつけること）

	車いす及び車いす付属品		認知症老人徘徊感知器
	特殊寝台及び特殊寝台付属品		移動用リフト（つり具部分を除く）
	床ずれ防止用具及び 体位変換器		自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引するものを除く） ※ 要介護2及び3の方も軽度者として理由書提出が必要。

※ 車いす及び特殊寝台を貸与または所有していない方は、付属品のみの貸与はできません。

3. 医師の医学的所見

《医師の所見確認方法》※確認できる書類を添付すること（ケアマネジャーの照会、聞き取りでも可） ☐ 主治医意見書 ☐ 診断書 ☐ ケアマネジャーによる照会、医師からの意見聴取			
医療機関		医師名	
医師への確認日		年 月 日	
対象となる状態像	☐ i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に告示で定める状態に該当する者 ☐ ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに告示で定める状態に該当するに至ることが確実に見こまれる者 ☐ iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から告示で定める状態に該当すると判断できる者		
医師の所見			

4. 当該利用者の具体的状況

(1) 利用者の心身の状況 ※ i) ~ iii) の状態像が分かるように記述すること
(2) 家族による介護・支援の状況
(3) 当該福祉用具が必要な理由
【添付資料】 ☐ アセスメント ☐ 居宅サービス計画 1～7 表（要支援者については介護予防支援計画に係る関連様式） ☐ 医師所見を確認できる書類（ケアマネジャーの照会、聞き取りでも可） ☐ 福祉用具サービス計画書

5. 貸与開始日

年 月 日
〔 末期がんの方や暫定で利用している方のみ記入。 ※暫定とは、要介護（支援）認定が確定していない場合に限る 〕

※理由書の提出がないにもかかわらず、福祉用具貸与の算定をしている場合、給付費を返還していただく可能性がありますので、未提出ということがないようにご注意ください。

【沖縄市確認欄】※これより下は記入しないでください。

備考：
